

# 互助会からのお知らせ

## ◆請求忘れはありませんか？

互助会の給付・厚生事業の中には、事実が発生した日から3年以内に請求しなければ権利が消滅するものがありますので、請求忘れがないか今一度ご確認ください。

なお、請求書様式は互助会ホームページからダウンロードできます。



### □結婚祝金

会員が結婚したとき

**給付額** 50,000円

**提出書類** ○結婚祝金請求書  
○戸籍抄(謄)本(写)



### □妊婦支援補助

会員又は被扶養者が妊娠4カ月(85日)に達したとき

**給付額** 30,000円(1回の妊娠につき)

**提出書類** ○妊婦支援補助費請求書  
○医師の証明書(写)や母子手帳(写)等、  
出産予定者と予定日が確認できる書類

被扶養者認定前に、妊娠4カ月に達していた場合でも、出産前に被扶養者認定を受けた方は対象となりますので、請求をお忘れなく!!

### □出産祝金・見舞金

会員又は被扶養者が出産(妊娠4カ月(85日)以上の流産・死産、母体保護法による中絶を含む。)したとき

**給付額** 35,000円(1人につき)

**提出書類** ○共済組合に出産費・家族出産費請求書(直接支払制度及び受取代理制度利用者を含む。)を提出した会員には、自動的に給付  
○共済組合員以外の会員(教育関係団体職員)又は共済組合から出産費が給付されない被扶養者については、出産祝金・見舞金請求書及び医師等の証明書(写)を提出

### □入学・卒業祝金

会員の子が、義務教育諸学校へ入学、また、中学校(中学部)を卒業したとき

会員の被扶養者でない子も対象になりますので、夫婦とも会員の場合は、それぞれの所属所から報告書の提出が必要です。

**給付額** 10,000円

**提出書類** ○入学祝金該当者報告書、卒業祝金該当者報告書  
令和4年度の入学祝金は、6月上旬に各所属所に調査を依頼し、7月15日に給付済です。  
卒業祝金は、令和5年2月に各所属所に調査を依頼し、令和5年3月に給付します。

### □育児支援金(新規事業)

会員が5日以上の育児休業を取得し、かつ、5日経過したとき(令和4年4月1日以降に育児休業に係る子について初めて育児休業を取得した会員が対象)

**給付額** 20,000円(同一の子1人につき、1回限り)

**提出書類** ○育児支援金請求書  
○育児休業の承認に係る辞令の写し等、育児休業を5日以上取得したことが確認できる書類

#### 《「育児支援金」に関する注意事項》

- (1) 請求書は、5日以上の育児休業を取得し、かつ5日経過後に提出してください。
- (2) 育児休業を分けて取得した場合、合わせて5日以上取得すれば給付します。
- (3) 双子などの多胎児の場合は、子1人につき請求書を1枚提出してください。
- (4) 夫婦とも会員で、条件を満たした場合は、それぞれの会員に給付します。

### □ドック負担金補助事業(令和3年度受診分から対象)

会員が、公立学校共済組合青森支部が実施する「宿泊ドック」、「一日ドック」を受診したとき自己負担金の一部を補助

**補助額** 宿泊ドック 10,000円  
一日ドック 3,000円

**提出書類** ○ドック負担金補助請求書  
○医療機関が発行する領収書(写)



### □予防接種負担金補助事業(令和3年度受診分から対象)

会員が、インフルエンザ予防接種を受け、自己負担したとき

**補助額** 1,000円(年度内1回)

**提出書類** ○予防接種負担金補助請求書  
○医療機関が発行する領収書等(写)

#### 《「ドック負担金補助事業」、「予防接種負担金補助事業」に関する注意事項》

- (1) 宿泊ドック、一日ドック及び予防接種を受診し、自己負担金を支払った後に請求書を提出してください。
- (2) 請求期限は、受診日から3年以内です。令和3年度に受診した未請求分を請求できません。  
ただし令和3年4月1日以降の受診分から補助対象となります。



## ◆令和4年度「施設利用補助」、「スポーツ観戦補助事業」について

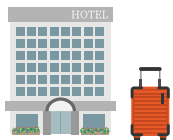
### □施設利用補助

会員又は被扶養者が、互助会指定宿泊施設以外の施設に宿泊したとき

**補助額** 1泊につき、1,000円  
会員一人につき年度内3,000円を限度とする。ただし、指定宿泊施設に宿泊した場合を除く。

**提出書類** ○令和4年度 施設利用補助金請求書  
○下記①~⑥を満たした領収書(原本)

- ①宿泊者氏名(フルネーム)
- ②宿泊年月日及び泊数
- ③宿泊施設名
- ④宿泊人数
- ⑤宿泊料金
- ⑥宿泊したことが分かる記載  
(宿泊代として、一泊二食プランなど)



※ホームページにQ&Aを載せていますので、請求書を提出する際は必ずご一読ください。  
不備の場合、返送することがあります。

### □スポーツ観戦補助事業

会員又は被扶養者が、スポーツを観戦したとき

**補助額** チケット単価の半額(2,000円を限度)  
ただし、会員一人につき、年度内6,000円を限度とする。

**提出書類** ○令和4年度 スポーツ観戦補助事業請求書  
○チケットの半券(原本)  
電子チケットの場合は、スクリーンショットを紙に出力したもの

※請求書内の《注意事項》をご確認のうえ、提出してください。



青森県教職員互助会

017-734-9914